

第 36 回

西宮市子ども・子育て会議

【資料 1 ～ 3】

目 次

資料1 報告事項1	
新規・拡充事業について	・・・ 1
資料2 報告事項2	
西宮市子ども・子育て支援プランの評価について	
社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告	・・・ 5
資料3 議事	
第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて	・・・ 11

報告事項 1 新規・拡充事業について

1. 新規事業について

(1) 連携公立幼稚園事業

保育所等待機児童対策として、令和3年度に開設した特区小規模保育事業(1～3歳児対象)の卒園児を公立幼稚園で受け入れ、新たに預かり保育(長時間保育)を実施する。

令和4年4月 夙川幼稚園、高木幼稚園で4歳児の受入開始

(2) 保育所入所申請の電子化

利用者の利便性向上のため、保育所の入所申請を来庁することなく、いつでも申請手続きができるよう、令和4年度中に電子申請の受付を開始する。

(3) 保育士就職応援一時金事業

保育士確保のため、令和4年4月1日以降に市内民間保育所等に保育士として採用された方を対象として、1・3・5年目にそれぞれ10万円の一時金を支払う。

(4) 病児保育ネット予約システムの導入

利用者の利便性向上のため、利用登録や利用予約をオンラインで行える病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」を令和4年2月から導入した。

(5) 乳幼児健康診査予約システムの導入

利用者の利便性向上のため、従来の電話予約制から、いつでもオンラインで予約や変更ができる乳幼児健康診査予約システムを令和4年度中に導入する。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・育児等に不安・負担を抱えている家庭やヤングケアラー等がいる家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を実施する。

実施回数：90分×週2回(利用者の状況に応じて柔軟に対応)

利用料：無料

対象期間：制限なし(概ね3か月を目途に継続要否を判定)

(7) 子ども家庭総合支援拠点の設置

18歳までのすべての子供とその家庭等を対象に、児童虐待の発生予防や必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を令和4年1月に設置した。

令和4年4月から子ども家庭支援員（正規職員）を1名増員した。

標準配置			令和4年4月1日時点
子ども家庭支援員	最低配置	常時5名 (※1)	常時5名 〔正規職員5名〕
心理担当支援員		常時2名 (※2)	常時2名 〔正規職員2名〕
虐待対応専門員		常時4名 (※2)	常時8名 〔会計年度任用職員11名〕
	上乗せ (※3)	常時3名 (※2)	
合 計		常時14名	常時15名 〔正規職員7名 会計年度任用職員11名〕

(※1) 1名は非常勤可 (※2) 非常勤可

(※3) 人数は前々年度の児童虐待相談対応件数に応じて変動する。

2. 拡充事業について

(1) 子育てひろば

令和4年度中に新たに瓦木周辺地域に1か所整備する。(20→21か所)

(2) 子育て家庭ショートステイ事業

児童養護施設等で児童を預かる子育て家庭ショートステイ事業について、以下のとおり拡充する。

	拡充前	拡充後
対象者	18歳未満	18歳未満
利用回数	年間上限7日	年間上限 48 日
預かり先	児童養護施設、乳児院	児童養護施設、乳児院、 里親の居宅
利用料	2歳児未満 5,350円/日 2歳児以上 2,750円/日 ※生活保護世帯やひとり親世帯等の減免あり	2歳児未満 5,350円/日 2歳児以上 2,750円/日 ※生活保護世帯やひとり親世帯等の減免あり
受付方法	市で相談受付及び受入先のマッチング 平日9:00～17:30	【児童養護施設・乳児院】 市で相談受付及び受入先のマッチング 【里親の居宅】 市で相談受付のうえ 委託先の児童養護施設 で受入先のマッチング 平日9:00～17:30

(3) 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業

ひとり親家庭など生活困窮世帯を対象に実施している学習支援事業について、以下のとおり拡充する。

	拡充前	拡充後
対象者	中学3年生 義務教育学校9年生	中学 1～3 年生 義務教育学校 7～9 年生
定員数	135人	212 人
利用料	無料	無料
実施日	週2日 2時間程度/回	【中学1～2年生、義務教育学校7～8年生】 週1日 2時間程度/回 【中学3年生、義務教育学校9年生】 週2日 2時間程度/回
実施か所数	市内公共施設8か所	市内公共施設 10 か所

(4) 不登校児童生徒のための教育支援センター事業（あすなろ学級）

令和4年度は新たに浜脇公民館、上ヶ原公民館を利用してサテライト型のあすなろ学級を増設する。（5→7か所）

(5) 学校協力員の配置

障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいる学校には、学校協力員を配置し、学校生活への適応を図るための支援を行っている。

令和4年度から、自力通学が困難な児童生徒について、保護者等が体調不良やケガなどにより送迎できない場合に、学校協力員による送迎（通学支援）を行う。

(6) 放課後キッズルーム事業

令和4年度から、事業名を「子供の居場所づくり事業」から「放課後キッズルーム事業」に変更するとともに、直営型を5か所（浜脇・段上西・津門・鳴尾北・名塩小学校）、委託型を1か所（香櫨園小学校）拡充する。

また、事業名の変更に伴い、以下のとおり事業分類を改める。

（旧）事業分類	（新）事業分類	実施か所数
子供の居場所づくり事業 〔 ・コーディネーター常駐型 ・ルーム型 ・学校地域等連携型 〕	放課後キッズルーム事業（直営型）	15→20
放課後キッズルーム事業	放課後キッズルーム事業（委託型）	5→6

<直営型と委託型の違い>

	直営型	委託型
実施曜日	月～金 ※旧ルーム型等は、週1・2回又は不定期	月～金
開設日	平日 (授業日・夏季休業日)	平日 (授業日・長期休業日・振替休業日)
実施時間	16:30 まで (冬場は 16:00 まで、夏季休業は午前中のみ) ※実施場所により異なる	17:00 まで (長期休業は 8:30～17:00) ※一部 8:00～17:00

報告事項 2 西宮市子ども・子育て支援プランの評価について 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告

重点施策 6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

— 課題・方針 (西宮市子ども・子育て支援プランより抜粋) —

将来の自立に向けたひとり親家庭の子供への学習支援の強化 基本的な生活習慣の確立に向けた支援の強化

平成 28 年度に本市が実施した調査結果によると、家庭の経済状況と子供の学力との間には強い関連があり、相対的貧困世帯の子供は、教育・学びの面において、負の影響を受けていることがうかがえる。

加えて、自尊感情、他者とのコミュニケーション能力、文化的体験の有無など、様々な分野において、相対的貧困世帯や生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて数値が低い傾向が出ている。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる貧困の連鎖を生み出していると考えられる。このため、子供の貧困問題に対しては、複数の要素からなる負の連鎖を一つずつ打破していくための幅広い支援施策が必要である。

また、本市における相対的貧困世帯の約 6 割はひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えていることから、ひとり親家庭への支援にも重点的に取り組む必要がある。

本市では、子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策として、教育・学びに関する支援を優先課題として取り組む。

併せて、子育て、教育、福祉などの関係機関が連携して、個々のケースや支援制度の情報共有に努め、世帯の生活全体を包括的にサポートできるよう支援する。

(1) 学習・進学への支援

令和2年度の実施状況

① ひとり親家庭への学習支援

児童扶養手当の全部支給世帯の中学3年生を対象に実施。

実施か所数：5か所

実施日：週2回（曜日は会場により異なる）

参加延人数：2,586人

② 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充

生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象に実施。

実施か所数：1か所

実施日：週2回（火曜日及び金曜日）

参加延人数：267人

今後の課題・方向性

令和3年度から、ひとり親家庭への学習支援事業と生活困窮世帯対象学習支援事業を統合し、生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業として実施している。利用者にとって効果的、効率的な事業となるよう、事業規模の拡大を図る。

評価・意見等

- 生活困窮世帯を対象とした学習支援事業は参加者数が目標値に達していないため、周知を徹底するなど、知らなかったということがないようにしてほしい。
- 中学1・2年生から勉強する習慣を身につけることが非常に重要であるため、対象学年を引き下げて実施してほしい。また、学習支援事業を経て大学へ進学した人などから話を聞けるような取組みも検討してほしい。
- 他市で実施されているような、家庭訪問して勉強を教える事業の実施も将来的には検討してほしい。家庭訪問によって家庭の状況も分かり、保護者と話をする機会もあるため、家庭支援にも繋げることができる。
- 学習・進学への支援に関して、ヤングケアラーの家庭など、負担を抱えた子供たちについても考慮した施策となるよう検討してほしい。

(2) 生活の支援

令和2年度 of 取組み状況

スクールソーシャルワーカーの拡充

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーを5名、拠点校に配置し、各学校からの要請を受けて派遣を行っている。

今後の課題・方向性

子供が抱える問題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーのニーズは、ますます高まると予測される。

兵庫県では全中学校区に1名ずつ配置するという方向性を打ち出しており、引き続き、国・県による配置や国庫補助の増額を要望していく。

評価・意見等

- スクールソーシャルワーカーは現在5名（令和2年度時点）と、人員が足りておらず、活動時間が制約されたり、保護者が在宅している夕方5時以降の家庭訪問の対応が難しい等の課題を耳にしている。十分に効果的な対応ができるよう、少なくとも倍くらいには増員できるよう尽力してほしい。
- スクールソーシャルワーカーが情報交換や勉強会を行ったり、活発に活動しやすくなるような、単なる集合場所ではない控室やスペースの設置を検討してほしい。

重点施策 7 児童虐待防止対策の充実

— 課題・方針 (西宮市子ども・子育て支援プランより抜粋) —

児童虐待予防の強化

児童虐待への対応に向けた体制の強化

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途を辿っており、本市の児童家庭相談件数も全国と同様に増加傾向にある。

被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が約半数を占めており、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示している。また、心理的虐待（面前DVを含む。）が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられる。

本市では、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童への早期対応・きめ細かな支援に資するため、市の関係部局と国、県の関係行政機関、医療機関等が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会「西宮市要保護児童対策協議会」を設置しており、関係者からの積極的な情報提供や支援の検討等を目的に各種会議を開催している。

今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要がある。そのためにも、西宮市要保護児童対策協議会のより効果的な運営を図り、増え続ける相談件数に対応できるよう体制強化に取り組む。

(2) 児童虐待相談や支援

令和2年度 of 取組み状況

児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

児童虐待予防・対応マニュアル及びハンドブックを学校・保育所等の巡回時に配布した。
併せて、令和元年度に作成した緊急対応用ハンドブックを配布し、緊急時の対応方法について、共有を図った。

指標	実績値				目標値
	H29	H30	R1	R2	R6
児童虐待予防や対応に関する研修回数	18回	5回	6回	4回	5回

参考：活動指標 児童虐待予防や対応に関する研修回数

※研修回数については、要保護児童対策協議会として講師を招いて開催する研修会のみを実績として計上していたが、民生委員・児童委員や教員、医療機関等の会議に参加した際に、児童虐待予防・対応マニュアルや各種ハンドブックを用いて説明しているケースも計上するよう実績値を修正。

評価・意見等

- 人事異動や担当者の変更に伴い、情報共有や連携が十分にできていなかったことが原因で、死亡事例などの深刻な事態に発展するケースもある。円滑な引継ぎが実施されるよう徹底してほしい。
- 学校が実施する生活アンケートについて、虐待などを訴えた児童生徒が守られるような仕組みにしてほしい。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

令和2年度の取組み状況

① 相談支援体制の強化

家庭児童相談員を1名増員し、係長2名、副主査1名、家庭児童相談員11名の14名体制で支援対象児童等の定期的な状況確認の徹底を図った。

② 子ども家庭総合支援拠点の整備

近隣中核市への視察調査の内容や設置市への調査内容をまとめ、職員の配置基準だけでなく具体的な運用、取組、課題の把握に努めた。

③ 児童相談所の設置についての調査・研究

近隣中核市への視察調査を行い、意見交換、情報共有を行い、市の実情に合わせた設置、運用方法を慎重に見極める必要があることを確認した。

今後の課題・方向性

児童虐待相談件数の増加、進行管理業務の煩雑化、要保護家庭への支援に対応するために、子ども家庭総合支援拠点の更なる職員体制強化が必要である。

児童相談所については、ただちに設置することは考えていないが、国や県、他の中核市の動向を見極めながら調査研究を行う。

評価・意見等

- 職員の質や専門性の向上のため、現場での対応や対象者との面談についての研修を積極的に実施するほか、民間の研修に職員を派遣するなど、職員育成のための予算を確保し、目標を立てて取組んでほしい。
- 児童相談所との人事交流や児童福祉施設への実務研修は、各機関との信頼関係を築き、連携を深めることができるため、人材育成のためにも積極的に検討してほしい。
- ケースワーカーをはじめ、心理療法士や保健師などの専門職員の人員を確保し、早期に子ども家庭総合支援拠点の標準配置人員を満たして、充実した支援を行えるよう尽力してほしい。
- 子ども家庭総合支援拠点をただ設置するだけでなく、関係機関との連携や有機的な結びつきを一層強化して、児童虐待等に迅速に対応できるような体制を構築してほしい。

議事 第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1. 中間年の見直しについて

子ども・子育て支援法では、保育所、留守家庭児童育成センター、子育てひろば等の国が定める施設や事業について、各市町村で5年を1期とする目標値を定めた計画を策定するよう義務付けている。

また国の基本指針では、計画期間の中間年を目安として、設定した目標値と実績値が大きく乖離している場合は、必要に応じて目標値を見直すこととしている。

本市では、令和2～6年度までを第2期とし、目標値を定めており、令和4年度はその中間年にあたることから、実績を踏まえ、令和5年度と令和6年度の目標値の見直しを行う。

2. 教育・保育の量の見込み

令和3年度の実績値と目標値が大きく乖離している場合に、原則として見直しを行う。

2号認定については、実績値が目標値を上回っており、見直しが必要となるため、併せて1・3号認定の見直しも行う。

なお、見直し方法等については、次回の子ども・子育て会議でお示しする。

指 標		実績値	目標値
		R3	R6
幼稚園、保育所等の入所児童数 ※1号認定：5月1日現在 2・3号認定：4月1日現在	1号認定	7,184人	6,504人
	2号認定	4,553人	4,210人
	3号認定	3,722人	4,403人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各事業の実績値に基づき、見直しを行わない。

指 標		実績値		目標値
		R1	R2	R6
利用者支援事業の実施か所数	基本型	4 か所	4 か所	4 か所
	特定型	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	6 か所	6 か所	6 か所
延長保育事業のひと月あたりの延べ利用児童数		1,628 人	1,245 人	1,926 人
留守家庭児童育成センターの利用児童数 (5月1日現在)	1 年 生	1,428 人	1,488 人	1,673 人
	2 年 生	1,223 人	1,304 人	1,561 人
	3 年 生	989 人	1,046 人	1,229 人
	4 年 生	130 人	215 人	676 人
	5 年 生	6 人	9 人	266 人
	6 年 生	6 人	5 人	89 人
	合 計	3,782 人	4,067 人	5,494 人
子育て家庭ショートステイ事業の年間延べ利用児童数		192 人日	119 人日	170 人日
健やか赤ちゃん訪問事業の対象件数		3,778 人	3,592 人	3,544 人
養育支援家庭訪問事業	年間利用世帯数	173 世帯	142 世帯	126 世帯
	延べ利用回数	1,894 回	1,495 回	1,260 回
子育てひろば	実施か所数	21 か所	21 か所	22 か所
	ひと月あたりの 利用児童数	6,703 人	4,622 人	10,995 人
保育所等の一時預かり事業の年間延べ利用児童数		15,766 人	10,360 人	14,074 人
幼稚園の預かり保育事業の年間延べ利用児童数・推計		250,254 人	196,145 人	269,665 人
病児保育事業の年間延べ利用児童数		1,973 人	442 人	3,238 人
にしのみやしファミリー・サポート・セ ンター事業の年間延べ利用児童数	就学前児童	9,872 人	6,066 人	9,778 人
	就 学 後	4,605 人	2,709 人	5,246 人
妊婦健康診査費用助成事業	申 請 者 数	4,401 人	3,946 人	3,711 人
	実利用人数	6,142 人	5,755 人	5,247 人
	健 診 回 数	48,741 回	44,858 回	41,977 回